



島根労働局発表
平成27年2月26日

担	島根労働局労働基準部
	監督課長 綿貫 直
当	TEL : 0852-31-1156

報道関係者 各位

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の説明会を開催します
～事業主・人事労務管理担当者等を対象～

島根労働局（局長 ふるたこうしょう 古田宏昌）では、本年4月1日から施行される（1）高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、（2）定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に特例を設けることに関する説明会を平成27年3月5日（木）に開催します。

労働契約法の改正により有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用urerとの期間の定めのある労働契約（有期労働契約）が「5年」を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換する「無期転換ルール」が平成25年4月から導入されています。

今般、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力を有効に発揮し、活力ある社会の実現を目指す観点から、平成26年11月28日に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が公布され、対象労働者については、事業場が必要な手続きを行うことで「無期転換ルール」の特例が適用されますので、これらの説明会を下記のとおり開催することとしました。

日時 平成27年3月5日（木）14:00～（1時間30分程度を予定）

場所 朱鷺（とき）会館 大ホール 出雲市西新町2丁目2456-4

説明内容

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 無期転換ルールと特例の仕組み | 4 認定申請の流れ |
| 2 特例対象者の要件と特例の内容 | 5 申請後の留意点 |
| 3 雇用管理上の措置 | |

- 参加費 無料 ●定員300名（先着順） ●受付 13:00からとなります。
- 対象 事業主、人事労務管理担当者等

事業主さん、あなたの会社は準備していますか？

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に係る説明会

平成 27 年 4 月 1 日施行

主催 島根労働局

～ 事業主・人事労務管理担当者等の皆様へ ～

この法律は、(1)高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、(2)定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法の「無期転換ルール」^{※1}に特例を設けるものです。

説明会当日は、労働契約法の「無期転換ルール」も含めて説明を行う予定です。

※1 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みをいいます(労働契約法第18条)。

説明者 わたぬき 綿貫 すなお 直 島根労働局 労働基準部 監督課長

日時 平成27年3月5日(木) 14:00～(1時間30分程度を予定)

場所 朱鷺会館 大ホール 出雲市西新町2丁目2456-4

説明内容等

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 無期転換ルールと特例の仕組み | 4 認定申請の流れ |
| 2 特例対象者の要件と特例の内容 | 5 申請後の留意点 |
| 3 雇用管理上の措置 | |

- 参加費 無料 ●定員 300名(先着順)
- 受付 13:00からとなります。
- 対象 事業主、人事労務管理担当者等

【問い合わせ先】 島根労働局 労働基準部 監督課
0852-31-1156



【申込み方法】 下段の申込書に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXにて、お申し込みください。

島根労働局 労働基準部 監督課 あて【FAX】0852-31-1163 (添書不要)

事業場名		
参加人数	(1事業場2名まで) 人	※定員超過の場合、複数名で参加申込みをされた事業場へ減数依頼のFAX連絡を致しますので、ご了承願います。
連絡先電話番号		
連絡先 FAX番号		